

平成 20 年 1 月 17 日

加盟倶楽部 競技委員長 殿

(財)日本ゴルフ協会  
規則委員会 用具審査部会  
部会長 大橋一元  
(公印省略)

2008 年 1 月 1 日より施行されたスプリング効果の基準値を超えるいわゆる高反発クラブの使用制限について、各倶楽部競技における対応を下記の通り要約いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. ドライバーがスプリング効果規則に適合かどうか調べる方法

①JGA ホームページ(www.jga.or.jp)から「適合ドライバーヘッドリスト」と「不適合ドライバーヘッドリスト(2008 年からスプリング効果規則に不適合)」にそのドライバーを照合してください。

※詳細な検索方法は JGA ホームページに掲載されています。

②1998 年 12 月 31 日までに市販されていたドライバーはスプリング効果規則に原則的に適合とみなされます。ただし、不適合ドライバーヘッドリストに掲載されているものは除きます。

③適合・不適合のどちらのリストにも掲載されていないドライバーについてはそのメーカーに連絡を取り、その販売時期や適否を確認してください。

#### 2. 適合ドライバーヘッドリストの競技の条件について

「競技の条件」とは規則 33-1 に基づいて委員会が制定するその競技での追加的な要件であり、制定するかどうかは倶楽部の委員会の任意の決定事項です。下記をご参照いただいた上で、貴倶楽部の倶楽部競技においてこの競技の条件を採用するかどうかをご検討ください。

##### ①競技の条件を採用する場合

プレーヤーが使用するドライバーは最新の「適合ドライバーヘッドリスト」に掲載されているヘッドを持つものに限られます(1998 年 12 月 31 日までに市販されていたものは適用除外)。この場合、プレーヤーが使用できるドライバーが明確になるので適否についての紛議を避けるためには有効な手段と言えます。

##### ②競技の条件を採用しない場合

「適合ドライバーヘッドリスト」に掲載されていないドライバーヘッドであっても、実際に規則に適合していれば使用することができます。しかし、スプリング効果については一見して判別ができないために、プレーヤー自身で事前に適合であることを確認しておくべきですが、競技会で特定のドライバーの適否について紛議が起きることが懸念されます。競技の条件を採用しない場合、プレーヤーが適合・不適合のどちらのリストにも掲載されていないドライ

バーを使用し、そのドライバーの適否について紛議が起きた場合、倶楽部の委員会はそのドライバーについてメーカーに問い合わせるなど可能な限りの情報を集め、その競技(またはラウンド)限りの裁定を行わなければなりません。

なお、「適合ドライバーヘッドリスト」に掲載されているドライバーに限定していないからといって、プレーヤーは適合クラブを使用してプレーしなければならないことには変わりありません(高反発クラブは使えません)。

### 3. 適合ドライバーヘッドリストの競技の条件を採用する場合の手続き

競技規定に以下のように明記してください。

「使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。(ゴルフ規則 185 ページ参照)」

※全文を記述しなくても規則書の雛形にある条件がその競技で適用となります。

適合ドライバーヘッドリストの条件 雛形 (2008 年規則書 185 ページ)

..... 参考例 .....

プレーヤーが持ち運ぶドライバーは R&A によって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト(モデルとロフトで識別される)上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。  
例外: 1999 年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの条件から免除される。

この条件に違反する 1 または複数のクラブで ストローク を行ってはいないが、それらのクラブを持ち運んだことに対する罰

マッチプレー: 違反が発見されたホールを終えた時点でのマッチの状態を、違反があった各ホールについて 1 ホールずつ差し引いて調整する。ただし、差し引くのは 1 ラウンドにつき最高 2 ホールまで。

ストロークプレー: 違反があった各ホールに対し 2 打。ただし、1 ラウンドにつき最高 4 打まで。

マッチプレーとストロークプレーに共通: ホールとホールの間での違反については、罰は次のホールに適用する。

ボギー競技とパー競技: 規則 32-1a 注 1 を参照。

ステーブルフォード競技: 規則 32-1b 注 1 を参照。

プレーヤーが持ち運んだこの条件に違反しているクラブについて、プレーヤーはその違反を発見次第、マッチプレーでは相手に、ストロークプレーでは マーカー か 同伴競技者 にその不使用宣言をしなければならない。プレーヤーがそうしなかった場合は競技失格となる。

この条件に違反するクラブで ストローク を行ったことに対する罰は 競技失格

.....

**表1 使用できるドライバーの判別**

|         | 適合ドライバーヘッド<br>リストに掲載されてい<br>る | 不適合ドライバーヘ<br>ッドリストに掲載され<br>ている | どちらのリストにも掲<br>載されていない |
|---------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 競技の条件あり | ○                             | ×                              | ×*                    |
| 競技の条件なし | ○                             | ×                              | △**                   |

\*1998年12月31日までに市販されていたものは使用できる。

\*\*メーカーに問い合わせるなどしてその販売時期や適否についての情報を集める。不適合であるとの強い証拠がある場合には使用すべきでない。

#### 4. プレーヤーの責任と倶楽部の委員会の責任

規則に適合したクラブを使用することはプレーヤー自身の責任です。不適合クラブや競技の条件に違反したクラブを使用した不利益はプレーヤーが被ることになります。したがって、委員会がプレーヤーのクラブをひとつひとつ検査して、取り締まりを行う必要はありませんが、倶楽部競技でドライバーの適合性についての紛議が起きた場合には委員会が裁定をしなければなりません。そうした紛議が起きないようにするためにも、ドライバーの適否を事前に確認しておくべきであることをプレーヤーに伝えておくべきでしょう。

スプリング効果規則(高反発)については、2007年12月31日までは適合クラブとして使用できた高反発ドライバーが今年から使えなくなるということもあり、その適用についてプライベートのゴルフまで規制しなくてもよいのではないかのご意見をお持ちの方がいることも承知しております。しかしながら、ゴルフ規則は世界統一の規則であり、世界中のゴルファーが同じ規則に基づいてプレーしています。これは競技に限ったことではありません。スプリング効果規則に限らず、ゴルフ規則に適合した用具を使用して規則に基づいてプレーすることはプレーヤー自身の責任です。貴倶楽部においてもメンバーの皆様にゴルフ規則を正しく理解をしていただき、ゴルフゲームの魅力を最大限に感受していただくことを希望します。

上記についてご不明な点がございましたら(財)日本ゴルフ協会事務局(TEL03-3566-0003)までお問い合わせください。